

# 千葉県報

定例  
令和5年9月5日

## 主要目次

- 土地改良区定款の変更認可(三件) 一
- 保安林予定森林(三件) 一
- 解除予定保安林 二
- 千葉県海における漁業の免許(二件) 二
- **内水面における漁業の免許** 五
- 内水面における第五種共同漁業権遊漁規則の認可 六
- 公告 六
- 環境影響評価方法書の送付及び縦覧等 二四
- 土地改良事業計画の変更認可申請の適当の決定及び関係書類の縦覧(二件) 二五
- 特定調達公告 二五
- 入札公告 二五
- 落札者等の公告(十一件) 二七

## 告示

千葉県告示第三百三十六号  
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、松戸市矢切土地改良区の定款の変更を令和五年八月二十八日付けで認可した。  
令和五年九月五日  
千葉県知事 熊谷 俊 人

千葉県告示第三百三十七号  
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、茂原市新治土地改良区の定款の変更を令和五年八月二十五日付けで認可した。  
令和五年九月五日  
千葉県知事 熊谷 俊 人

千葉県告示第三百三十八号  
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、いすみ市南大原土地改良区の定款の変更を令和五年八月二十五日付けで認可した。

令和五年九月五日

千葉県知事 熊谷 俊 人

### 千葉県告示第三百三十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である。  
令和五年九月五日  
千葉県知事 熊谷 俊 人

#### 一 保安林予定森林の所在場所

東金市東金字谷一、五一八番八

#### 二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

#### 三 指定施業要件

##### 1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### 2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を千葉県農林水産部森林課及び東金市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 千葉県告示第三百四十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である。  
令和五年九月五日  
千葉県知事 熊谷 俊 人

#### 一 保安林予定森林の所在場所

君津市西原字小田野下一、五〇六番

#### 二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

#### 三 指定施業要件

##### 1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

定第七号	定第七号	南房総市千倉町千田一、〇 五二番地六	東安房漁業協同組合
定第八号	定第八号	〃	〃
定第九号	定第九号	〃	東安房漁業協同組合 ほか一社
定第十号	定第十号	鴨川市磯村一三七番地二	鴨川市漁業協同組合
定第十一号	定第十一号	〃	〃
短共第一号	短共第一号	市川市塩浜一丁目一七番三 号	市川市漁業協同組合
短共第二号	短共第二号	船橋市湊町一丁目二四番六 号	船橋市漁業協同組合
短共第三号	短共第三号	〃	〃

備考 公示番号とは、令和五年五月十二日に作成された千葉県漁場計画に定める公示番号をいう。

千葉県告示第三百四十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十三条第一項の規定により、令和五年八月二十日付けで千葉県漁区における区画漁業を次のとおり免許した。  
令和五年九月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

公示番号	免許番号	漁業権者の住所	漁業権者の名称
短区第一号	短区第一号	市川市塩浜一丁目一七番三 号	市川市漁業協同組合
短区第二号	短区第二号	〃	〃
短区第三号	短区第三号	〃	〃
短区第四号	短区第四号	〃	〃
短区第五号	短区第五号	〃	〃
短区第六号	短区第六号	船橋市湊町一丁目二四番六 号	船橋市漁業協同組合
短区第七号	短区第七号	〃	〃
短区第八号	短区第八号	〃	〃
短区第九号	短区第九号	市川市塩浜一丁目一七番三 号	市川市漁業協同組合

備考 公示番号とは、令和五年五月十二日に作成された千葉県漁場計画に定める公示番号をいう。

千葉県告示第三百四十五号  
漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十三条第一項の規定により、令和五年九月一日付けで内水面における共同漁業及び区画漁業を次のとおり免許した。  
令和五年九月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

公示番号	免許番号	漁業権者の住所	漁業権者の名称
内共第一号	内共第一号	市原市国本六四番地の一	養老川漁業協同組合
内共第二号	内共第二号	君津市川俣旧押込六〇番地 一	小櫃川漁業協同組合
内共第三号	内共第三号	富津市長崎三二三番地一	湊川漁業協同組合
内共第四号	内共第四号	夷隅郡大多喜町小谷松四七 番地二	夷隅川漁業協同組合
内共第五号	内共第五号	長生郡白子町刺金二、七二 七番地	南白亀川漁業協同組 合
内共第六号	内共第六号	香取郡多古町多古一、〇三 七番地	栗山川漁業協同組合
内共第七号	内共第七号	柏市曙橋一番地	手賀沼漁業協同組合 ほか一組合
内共第八号	内共第八号	成田市北須賀上外壱一、六 二二番地二	印旛沼漁業協同組合
内共第九号	内共第九号	香取市扇島一、八四〇番地 一	佐原漁業協同組合
内共第十号	内共第十号	〃	〃
内共第十一号	内共第十一号	香取郡東庄町笹川い五、二 一四番地六	笹川漁業協同組合ほ か二組合
内共第十二号	内共第十二号	銚子市川口町二丁目六、五 二八番地	銚子市漁業協同組合 ほか二組合
内共第十三号	内共第十三号	君津市久保二丁目二三番一 号	小糸川漁業協同組合
内共第十四号	内共第十四号	柏市曙橋一番地	手賀沼漁業協同組合 ほか四組合
内区第一号	内区第一号	夷隅郡大多喜町小谷松四七 番地二	夷隅川漁業協同組合
内区第二号	内区第二号	〃	〃

内区第三号	内区第三号	長生郡長生村一松内二、二六 一 松内水面漁業協同組合
内区第四号	内区第四号	長生郡白子町刺金二、七二 七 刺金地 二 南白亀川漁業協同組合

備考 公示番号とは、令和五年五月十二日に作成された内水面漁場計画に定める公示番号をいう。

遊漁規則一覽表(その一)

遊漁規則の名称	遊漁者の名称及び住所	漁業権の名称及び住所	漁業権の免許番号	遊漁の承認及び遊漁料の納付義務	遊漁について の制限の範囲	漁具漁法の制限(使用の範囲)
養老川漁業協同組合 内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則	養老川漁業協同組合 市原市国本六四番地 の一	内共第一号	一 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。 二 遊漁の承認申請は、手釣及び竿釣による遊漁の場合にあっては口頭で、その他の場合にあっては別記様式第一号の遊漁承認申請書の提出又はオンラインシステムによりしなければならない。 三 組合は、遊漁の承認申請があったときは、手釣及び竿釣による遊漁の場合にあっては当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護若しくは組合員若しくは他の遊漁者の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又はこの規則の違反者に対する措置を行った場合を除き、承認をするものとする。	手釣、竿釣、たも網、さ手網、四手網及び投網以外の漁具漁法によって遊漁をしてはならない。	手釣、竿釣、たも網、さ手網、四手網及び投網以外の漁具漁法によって遊漁をしてはならない。	
小櫃川漁業協同組合 内共第二号第五種共同漁業権遊漁規則	小櫃川漁業協同組合 君津市川俣旧押込六〇番地一	内共第二号	同上	同上	同上	
湊川漁業協同組合 内共第三号第五種共同漁業権遊漁規則	湊川漁業協同組合 富津市長崎三一三番地	内共第三号	同上	同上	同上	
夷隅川漁業協同組合 内共第四号第五種共同漁業権遊漁規則	夷隅川漁業協同組合 夷隅郡大多喜町小谷松四七番地二	内共第四号	同上	同上	同上	
南白亀川漁業協同組合 内共第五号第五種共同漁業権遊漁規則	南白亀川漁業協同組合 長生郡白子町刺金二、七二七番地	内共第五号	同上	同上	同上	

千葉県告示第三百四十六号  
漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第七十条第一項の規定により、令和五年九月一日付けで内水面における第五種共同漁業権遊漁規則を次のとおり認可した。  
令和五年九月五日  
千葉県知事 熊谷 俊 人